証券コード　2146
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田一丁目11番15号
ＵＴホールディングス株式会社
代表取締役社長　若　山　　陽　一

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月19日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月20日（土曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都品川区東五反田一丁目11番15号
　　電波ビル９階
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　１．第８期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第８期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役４名選任の件
　　第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ut-h.co.jp）に掲載させていただきます。

　本株主総会終了後、同会場において株主向け会社説明会を１時間ほど開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策による円安・株高を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続くなど、穏やかな景気の回復基調が続きました。一方、消費増税後の個人消費の低迷や、円安による物価上昇など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、主要顧客である国内メーカーにおいて、円高傾向が是正され収益力が改善しつつあるなか、業務効率化やコスト削減への意識は引き続き高く、派遣・請負の活用ニーズはさらに増加しております。一方、有効求人倍率は約23年ぶりに1.15倍と改善し人手不足感が強まっております。

このような状況の下、当社グループは前連結会計年度に引き続き既存顧客のシェア拡大及び事業領域拡大へ向けた営業・採用・管理体制の強化を図ってまいりました。その結果、取引先工場数は前連結会計年度末比25工場増加の438工場、技術職社員は1,531名増加の9,299人となり過去最高の技術職社員数を更新いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は36,478百万円（前期30,779百万円、18.5％の増収）、営業利益2,232百万円（前期1,824百万円、22.4％増益）、経常利益2,157百万円（前期1,754百万円、23.0％増益）、当期純利益1,168百万円（前期934百万円、25.0％増益）となりました。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

③ 資金調達の状況

連結子会社であるUTエイム株式会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする協調融資によるシンジケートローン契約（長期返済期限５年のタームローン及びコミットメントラインの２つの契約形態から成り立っており、総融資額4,200百万円のうちタームローンは2,200百万円、コミットメントラインは2,000百万円）を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は1,160百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年３月27日に株式会社システム・リボルーションの発行済株式の100％にあたる302株を取得し、連結子会社といたしました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第５期 (平成24年３月期)	第６期 (平成25年３月期)	第７期 (平成26年３月期)	第８期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売　　上　　高(千円)	24,106,046	27,854,410	30,779,011	36,478,981
当 期 純 利 益(千円)	880,429	922,860	934,660	1,168,338
１株当たり当期純利益　(円)	4,259.78	4,526.29	23.96	30.29
総　　資　　産(千円)	8,550,366	9,505,220	12,058,164	16,427,452
純　　資　　産(千円)	3,117,797	2,710,501	3,159,043	3,624,435
１株当たり純資産額　(円)	14,668.88	13,898.58	79.58	91.20

(注)　平成25年７月１日を効力発生として、普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。第７期については、期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金 (百万円)	当社の議決 権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
ＵＴエイム株式会社	509	100.0	アウトソーシング事業(製造派遣・請負)
ＵＴリーディング株式会社	45	100.0	アウトソーシング事業(設計開発技術者派遣)
株式会社システム・リボルーション	15	100.0	アウトソーシング事業(設計開発技術者派遣)
ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社	40	100.0	アウトソーシング事業(建設技術者派遣)
ＵＴキャリア株式会社	50	100.0	アウトソーシング事業(再就職支援)
ＵＴパベック株式会社	20	81.0	アウトソーシング事業(製造派遣・請負)

(注)　平成27年３月27日に株式会社システム・リボルーションの発行済株式の100％を取得しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの事業面に関する対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 国内メーカーの動向

わが国の国内経済におきまして、景気の回復により堅調となっておりますが、特に電機・電子部品メーカーを中心に、事業構造の再編や、それに伴う国内の生産拠点の統廃合が続いております。このことにより、今後も中長期的に当社技術職社員の稼働人数に影響を及ぼす可能性が考えられます。

このような環境の中、当社グループは、これまで強みであった半導体業界において、特に世界シェアを多く持つデバイスメーカーとの取引の深耕・拡大を図ると共に、電池・環境エネルギー関連、自動車関連、建築建材関連への事業基盤を構築する活動を継続して進めてまいります。

② 人材の確保

わが国では、平成12年以降、若年層を中心に労働人口が減少する傾向にあり、昨年から特定の地域のみならず全国的に有効求人倍率が高止まりしております。当社グループのアウトソーシング事業に従事する技術職社員の大多数が若年層であり、採用に関してこれらの影響を受けやすく、今後、中長期的に技術職社員の採用が厳しさを増す可能性があります。

このような環境の中、当社グループの全社員が幹部ポストに立候補できる「UTエントリー制度」や従業員持株会を活用した「UT－ESOP制度」等の当社独自の制度を構築し、社員と求職者の双方から「支持される会社」作りを進めることにより人材の確保に取り組んでまいります。

③ 労働者派遣法について

現在、労働者派遣法改正案が国会にて審議されております。安倍政権が推進するアベノミクスの成長戦略の柱として労働法制改革が位置づけられており、その一環での労働者派遣法改正案となっております。この労働者派遣法改正案は、「派遣期間の見直し」「待遇改善を派遣会社に義務付け」「許可制による悪質業者の排除」などがポイントとなっております。本改正案は、派遣で働く人々の雇用を安定させると同時に、派遣で働きながらキャリアアップを促進するものであり、当社の経営方針と合致しております。よってこの改正案が施行されれば当社グループにとって追い風となります。

引き続きコンプライアンスを遵守した派遣事業を推進するとともに、働く人の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

製造業の生産工程におけるアウトソーシング事業

⑹ **主要な営業所**（平成27年３月31日現在）

当　　社	本社：東京都品川区
ＵＴエイム株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴリーディング株式会社	本社：東京都品川区
株式会社システム・リボルーション	本社：東京都渋谷区
ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴキャリア株式会社	本社：東京都品川区
ＵＴパベック株式会社	本社：東京都品川区

⑺ **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アウトソーシング事業	9,412名	1,534名増
全社（共通）	77名	－
合計	9,489名	1,534名増

（注）１．使用人数は、契約社員及びパートタイマーを含んでおります。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

３．使用人数が前連結会計年度末と比べて1,534名増加いたしましたのは、株式会社システム・リボルーションの子会社化及びアウトソーシング事業の業容拡大によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名	－	37.5歳	4.1年

（注）使用人数は就業人数であります。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱みずほ銀行	2,223,410千円
㈱りそな銀行	923,324千円
㈱横浜銀行	644,500千円
㈱商工組合中央金庫	415,000千円
㈱静岡銀行	176,738千円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　160,000,000株
② 発行済株式の総数　39,004,000株
③ 株主数　5,887名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
若山陽一	7,467,000株	19.14%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	4,325,800株	11.09%
NOMURA PB NOMINEES TK 1 LIMITED	3,016,200株	7.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,985,000株	5.08%
DEUTSCHE BANK AG LONDON−PB NON−TREATY CLIENTS 613	1,849,000株	4.74%
有限会社コペルニクス	1,817,200株	4.65%
BNYM SA／NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN	1,345,086株	3.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,178,900株	3.02%
株式会社SBI証券	657,900株	1.68%
UTホールディングス社員持株会	651,808株	1.67%

（注）持株比率は自己株式(100株）を控除して算出しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

⑶ その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

⑷ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	若山陽一	ＵＴエイム株式会社代表取締役社長
取締役	島田恭介	ＵＴリーディング株式会社取締役 株式会社システム・リボルーション取締役 ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社取締役 ＵＴキャリア株式会社取締役 ＵＴパベック株式会社取締役
取締役	加藤慎一郎	ＵＴパベック株式会社取締役
常勤監査役	大籠清	ＵＴエイム株式会社監査役 ＵＴリーディング株式会社監査役 株式会社システム・リボルーション監査役 ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社監査役 ＵＴキャリア株式会社監査役 ＵＴパベック株式会社監査役
監査役	本郷孔洋	辻・本郷税理士法人代表社員
監査役	水上博和	―

（注）１．本郷孔洋氏、水上博和氏は、社外監査役であります。
２．本郷孔洋氏は、公認会計士及び税理士の有資格者であり、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、本郷孔洋氏、水上博和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はございません。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役	3名	78百万円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	16百万円 （8百万円）
合計 （うち社外役員）	6名 （2名）	95百万円 （8百万円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3．上記には、平成27年4月21日開催の定時取締役会決議に基づき、取締役及び監査役に対し、支給する予定の以下の役員賞与が含まれております。

・取締役3名　68百万円

・監査役3名　2百万円（うち社外監査役2名　1百万円）

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬の総額

該当事項はございません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役本郷孔洋氏は、辻・本郷税理士法人の代表社員であります。辻・本郷税理士法人と当社との間には取引関係があります。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はございません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
監査役　本郷　孔洋	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　水上　博和	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。金融分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの充実等について適宜、必要な発言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、人格・見識に優れるとともに、出身分野における豊富な経験・実績を有し、当社経営に対して独立した立場から適確に助言と監督をなし得る人物を社外取締役に求めております。これまで鋭意人選に努めてまいりましたが、そのような人物を得るには至っておりません。社外取締役の有用性については当社も承知しておりますが、このような資質を備えていない人物を社外取締役に選任するとかえって当社の企業価値を損なうおそれもあることから、これまで社外取締役を選任してまいりませんでした。

今般、当社事業と関連性の高い労働法、企業法務等を専門とし、上記資質を備えた弁護士の門伝明子氏を得たことから、本定時株主総会の第２号議案として、社外取締役候補者である同氏を含む取締役選任議案を上程いたしました。

⑸ 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

（注）1．当社の重要な子会社であるUTエイム株式会社は仰星監査法人の監査を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務デューディリジェンス業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の選任、解任及び不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑹ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、総務法務担当部署長を委員長とし、取締役・弁護士も参加する「ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。「ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理委員会」は法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行う。コンプライアンス推進については、「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、当社は内部通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、取締役、総務法務担当部署、常勤監査役または弁護士等に通報しなければならないと定める。内部監査室を設置し、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護方針を定める。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。当社は平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応する。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員による機動的な業務遂行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を実現する。また、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は１年とする。

⑤　当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

（１）当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（（３）及び（４）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。当社内に、グループ管理統括責任部署として経営企画担当部署を設置し経営企画担当部署責任者をグループ管理統括責任者とする。当社は「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれているか確認する。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

（２）当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ共通の「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」に則り、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

（3）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社と経営管理契約を締結し、子会社に対しグループの経営戦略、リスク管理、コンプライアンス等の基本方針を示すとともに、グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

（4）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。当社の内部監査部門が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規定等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがあった場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該補助使用人は監査役専属とする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

⑦　当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

（1）当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、ＵＴグループコンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役またはスタッフにその説明を求める。なお、監査役は当社の会計監査人である仰星監査法人から会計監査内容については説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

（2）子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役は、子会社の役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役職員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役職員に周知する。子会社の役職員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに当社監査役に報告をする。内部通報制度の状況について、子会社の担当部署が当社監査役に定期的な報告を行う。

（3）前2項により当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行う事を禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人並びに当社及び事業子会社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社の財政状態及び経営成績を適正に開示するため、適正な会計方針を適用して、適時に正確に会計処理を実施するという経営者の姿勢に基づき、次の体制を構築・運用する。経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。そのため、全役職員は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ＩＴへの対応）の適切な整備および運用に努める。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員・従業員に対して、反社会的勢力およびこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

1）反社会的勢力に対する対応は総務法務担当部署が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

2）反社会的勢力との対応を「ＵＴグループコンプライアンス規範」に基づく「ＵＴグループコンプライアンス・マニュアル」に定める。

3）定期的な警察署への訪問・連絡等を行い、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行う。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月21日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

⑺　剰余金の配当等の決定に関する方針

①　当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに総還元性向50％以上を基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

②　平成27年３月期においては、当社グループの創業20周年を記念して、株主の皆様への利益還元を大幅に拡大するとともに、当社株式の価値向上によって効率的な資本政策の遂行を可能とするため、総額10億円の自己株式の取得を行い、これにより、期末配当は行わないことを決定いたしました。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	13,194,265	流動負債	8,285,149
現金及び預金	7,201,451	短期借入金	736,136
受取手形及び売掛金	5,017,263	1年内返済予定の長期借入金	1,284,176
貯蔵品	800	未払費用	2,135,789
繰延税金資産	653,351	リース債務	19,497
その他	345,673	未払法人税等	576,283
貸倒引当金	△24,275	未払消費税等	1,443,519
固定資産	3,213,017	賞与引当金	486,120
有形固定資産	68,143	役員賞与引当金	70,000
建物及び構築物	56,472	預り金	457,081
その他	11,670	その他	1,076,546
無形固定資産	945,245	固定負債	4,517,867
リース資産	51,857	社債	910,000
ソフトウェア	55,234	長期借入金	3,453,969
のれん	817,952	リース債務	33,083
その他	20,200	退職給付に係る負債	18,336
投資その他の資産	2,199,629	役員退職慰労引当金	37,800
投資有価証券	121,000	その他	64,678
長期前払費用	1,499,914	負債合計	12,803,016
繰延税金資産	413,906	純資産の部	
その他	164,807	株主資本	3,520,269
繰延資産	20,169	資本金	500,000
		資本剰余金	49,324
		利益剰余金	3,194,265
		自己株式	△223,320
		その他の包括利益累計額	△619
		その他有価証券評価差額金	△619
		少数株主持分	104,785
		純資産合計	3,624,435
資産合計	16,427,452	負債純資産合計	16,427,452

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		36,478,981
売上原価		29,718,593
売上総利益		6,760,387
販売費及び一般管理費		4,528,347
営業利益		2,232,040
営業外収益		
受取利息	1,975	
投資事業組合運用益	1,766	
消費税差額	4,494	
未払配当金除斥益	11,846	
その他	1,789	21,872
営業外費用		
支払利息	57,482	
為替差損	127	
支払手数料	26,216	
その他	12,875	96,702
経常利益		2,157,210
特別利益		
子会社清算益	6,781	
受取和解金	18,000	24,781
特別損失		
固定資産除却損	420	
訴訟関連損失	2,650	
２０周年記念費用	29,210	32,280
税金等調整前当期純利益		2,149,711
法人税、住民税及び事業税	374,682	
法人税等調整額	557,096	931,779
少数株主損益調整前当期純利益		1,217,931
少数株主利益		49,592
当期純利益		1,168,338

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	500,000	49,324	2,552,478	△39	3,101,764
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△526,552		△526,552
当期純利益			1,168,338		1,168,338
自己株式の取得				△299,962	△299,962
自己株式の処分				76,681	76,681
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	641,786	△223,281	418,504
平成27年３月31日残高	500,000	49,324	3,194,265	△223,320	3,520,269

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	2,086	2,086	55,192	3,159,043
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△526,552
当期純利益				1,168,338
自己株式の取得				△299,962
自己株式の処分				76,681
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,705	△2,705	49,592	46,887
連結会計年度中の変動額合計	△2,705	△2,705	49,592	465,391
平成27年３月31日残高	△619	△619	104,785	3,624,435

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　６社

・主要な連結子会社の名称　　ＵＴエイム株式会社

・連結の範囲の変更　　当社の連結子会社であるＵＴエイム株式会社は、平成26年４月１日付でＵＴアイコム株式会社、ＵＴリヴァイブ株式会社を吸収合併しました。これにより、ＵＴアイコム株式会社、ＵＴリヴァイブ株式会社は消滅し、連結の範囲から除外しております。

また、平成27年３月27日に株式会社システム・リボルーションの発行済株式の100％を取得し、子会社となったため、連結の範囲に含めております。

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　３社

・主要な非連結子会社の名称　　ＵＴハートフル株式会社

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用しない非連結子会社の状況

・持分法を適用しない非連結子会社の数　　３社

・主要な会社等の名称　　ＵＴハートフル株式会社

・持分法を適用しない理由　　持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計処理基準に関する事項

①　資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・関係会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．たな卸資産

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②　固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

④　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ロ．重要なヘッジ会計の方法

ａ．ヘッジ会計の方法

金融商品会計基準に基づく特例処理によっております。

ｂ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ取引

ヘッジ対象　　借入金利息

ｃ．ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ｄ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

ハ．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ニ．のれんの償却方法及び償却期間　　のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

ホ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を当連結会計年度より適用しております。なお、当社が導入している「株式給付信託（J-ESOP）」は、当連結会計年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「未払配当金除斥益」（前連結会計年度1,382千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　176,013千円

⑵　当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,776,000千円
借入実行残高	670,800千円
差引額	3,105,200千円

⑶　財務制限条項

連結子会社であるUTエイム株式会社は、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする協調融資によるシンジケートローン契約（長期返済期限５年のタームローン及びコミットメントラインの２つの契約形態から成り立っており、総融資額4,200,000千円のうちタームローンは2,200,000千円、コミットメントラインは2,000,000千円）を締結しております。この契約には、連結子会社であるUTエイム株式会社単体における貸借対照表上の純資産の部や損益計算書における経常利益等により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、当連結会計年度末、財務制限条項の対象となる借入金残高は1,160,000千円となっております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	39,004,000株	－株	－株	39,004,000株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	100株	552,000株	140,800株	411,300株

（注）自己株式の数の増加及び減少は、信託による買い付け及び売却によるものであります。なお、当連結会計年度末日の自己株式数のうち、信託が所有する株式数は、411,200株であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

・決議　　平成26年５月27日取締役会
・配当金の総額　　526,552千円
・１株当たり配当額　　13円50銭
・基準日　　平成26年３月31日
・効力発生日　　平成26年６月23日

（注）上記の配当金の総額には、信託が保有する当社株式に対する配当金52,650千円が含まれております。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

⑷　当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、現在行っておりませんが、行うとしても安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のほとんどは、資本上の関係がある関係会社株式であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金には、「株式給付信託（従業員持株会型）」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）をご参照ください）。

（単位：千円）

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	7,201,451	7,201,451	－
⑵　受取手形及び売掛金	5,017,263	5,017,263	－
資産合計	12,218,714	12,218,714	－
⑴　短期借入金	736,136	736,136	－
⑵　リース債務（※）	52,580	51,687	△892
⑶　社債（１年内償還予定の社債を含む）	1,330,000	1,284,901	△45,098
⑷　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	4,738,145	4,604,527	△133,617
負債合計	6,856,862	6,677,253	△179,608

（※）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（注１）資産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　受取手形及び売掛金

一部短期間で決済されないものについては、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定することにより、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

⑴　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務、⑶　社債及び⑷　長期借入金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされているものがあり、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、１年内償還予定の社債は、連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含まれておりますが、上記の表では社債と一体として算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	121,000

非上場株式等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であります。

（注３）社債、借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	736,136	－	－	－	－	－
社債	420,000	410,000	350,000	150,000	－	－
長期借入金	1,284,176	1,040,134	773,168	644,352	496,315	500,000
リース債務	19,497	14,564	10,717	6,869	933	－
合計	2,459,809	1,464,698	1,133,885	801,221	497,248	500,000

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　91円20銭

⑵　１株当たり当期純利益　30円29銭

（注）１株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、信託が所有する当社株式（当連結会計年度末411,200株、期中平均株式数431,715株）を控除して算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．追加情報

１．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については33.1％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は66百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額は66百万円増加しております。

２．従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

（１）取引の概要

当社は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度ESOP（Employee Stock Ownership Plan）及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度223,281千円、411千株であります。

（3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度232,053千円

3．受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

（1）取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が原則として入社時より一定期間当社グループ内において勤続、もしくは一定期間勤続後に退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みです。

（2）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

（3）信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額

前連結会計年度1,397,487千円、当連結会計年度1,397,487千円

② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

③ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数　前連結会計年度3,900千株、当連結会計年度3,900千株

期中平均株式数　前連結会計年度3,900千株、当連結会計年度3,900千株

④ ③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	4,319,829	流動負債	1,904,118
現金及び預金	3,184,977	短期借入金	911,416
売掛金	240,132	１年内償還予定の社債	400,000
前払費用	61,393	リース債務	19,497
繰延税金資産	377,751	未払金	239,515
短期貸付金	7,778	未払法人税等	81,298
関係会社短期貸付金	380,000	未払費用	74,503
未収入金	110,196	預り金	17,453
立替金	47,633	賞与引当金	90,432
その他	1,787	役員賞与引当金	70,000
貸倒引当金	△91,821	固定負債	3,900,999
固定資産	4,187,950	長期借入金	2,903,237
有形固定資産	35,374	社債	900,000
建物	33,358	リース債務	33,083
工具器具備品	2,016	その他	64,678
無形固定資産	119,451	負債合計	5,805,117
リース資産	51,857	純資産の部	
ソフトウェア	49,568	株主資本	2,720,200
ソフトウェア仮勘定	18,025	資本金	500,000
投資その他の資産	4,033,124	資本剰余金	49,324
関係会社株式	3,629,754	資本準備金	49,324
長期前払費用	112,521	利益剰余金	2,394,196
繰延税金資産	265,732	利益準備金	75,675
その他	25,115	その他利益剰余金	2,318,521
繰延資産	17,538	繰越利益剰余金	2,318,521
		自己株式	△223,320
		純資産合計	2,720,200
資産合計	8,525,318	負債純資産合計	8,525,318

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		2,746,966
営業費用		1,402,056
営業利益		1,344,909
営業外収益		
受取利息	8,750	
未払配当金除斥益	11,846	
その他	777	21,374
営業外費用		
支払利息	33,880	
支払手数料	11,707	
社債発行費償却	5,797	
その他	197	51,582
経常利益		1,314,700
特別利益		
子会社清算益	6,781	6,781
特別損失		
訴訟関連損失	1,500	
２０周年記念費用	2,182	
子会社清算損	91,821	95,504
税引前当期純利益		1,225,978
法人税、住民税及び事業税	11,030	
法人税等調整額	546,708	557,738
当期純利益		668,239

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日残高	500,000	49,324	49,324	75,675	2,176,835	2,252,510	△39	2,801,795
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△526,552	△526,552		△526,552
当期純利益					668,239	668,239		668,239
自己株式の取得							△299,962	△299,962
自己株式の処分							76,681	76,681
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	141,686	141,686	△223,281	△81,595
平成27年３月31日残高	500,000	49,324	49,324	75,675	2,318,521	2,394,196	△223,320	2,720,200

	純資産合計
平成26年４月１日残高	2,801,795
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△526,552
当期純利益	668,239
自己株式の取得	△299,962
自己株式の処分	76,681
事業年度中の変動額合計	△81,595
平成27年３月31日残高	2,720,200

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

関係会社株式	移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．たな卸資産

貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法を採用しております。
耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

⑷　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員の賞与の支給に備えるため支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

⑸ その他計算書類作成のための基本となる事項

イ．重要なヘッジ会計の方法

ａ．ヘッジ会計の方法

金融商品会計基準に基づく特例処理によっております。

ｂ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利スワップ取引

ヘッジ対象　　借入金利息

ｃ．ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ｄ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用しております。なお、当社が導入している「株式給付信託（J-ESOP）」は、当事業年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当事業年度の計算書類への影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「社債発行費償却」（前事業年度4,210千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　　28,879千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務は区分表示したものを除いて次のとおりであります。

① 短期金銭債権　　391,512千円

② 短期金銭債務　　6,286千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	2,746,966千円
② 営業費用	1,187千円
③ 営業取引以外の取引高(収益)	8,217千円
④ 営業取引以外の取引高(費用)	1,475千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	100株	552,000株	140,800株	411,300株

（注）自己株式の数の増加及び減少は、信託による買い付け及び売却によるものであります。なお、当事業年度末日の自己株式数のうち、信託が所有する株式数は、411,200株であります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,349,121千円
賞与引当金	29,897千円
その他	50,653千円
繰延税金資産小計	1,429,672千円
評価性引当額	△776,809千円
繰延税金資産合計	652,862千円
繰延税金負債	
株式給付信託	9,378千円
繰延税金負債合計	9,378千円
繰延税金資産の純額	643,484千円

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	UTエイム㈱	東京都品川区	509,346	アウトソーシング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	経営指導料	2,616,250	売掛金	228,766
							資金の返済	303,365	関係会社短期借入金	－
子会社	UTキャリア㈱	東京都品川区	50,000	アウトソーシング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の貸付 人員の出向 役員の兼任	資金の貸付	－	関係会社短期貸付金	130,000
							利息の受取	3,249	その他	－
子会社	UTリーディング㈱	東京都品川区	45,000	アウトソーシング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の貸付 人員の出向 役員の兼任	資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金	100,000
子会社	UTコンストラクション・ネットワーク㈱	東京都品川区	40,000	アウトソーシング事業	所有直接100.0	経営指導 資金の貸付 人員の出向 役員の兼任	資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金	100,000

（注）1.取引金額には消費税等を含めておりません。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

⑴ 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案の上、契約により決定しております。

⑵ 利息については、市場金利を勘案し決定しております。

9．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額 70円48銭

⑵ 1株当たり当期純利益 17円32銭

（注）1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、信託口が所有する当社株式（当事業年度末411,200株、期中平均株式数431,715株）を控除して算定しております。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

１．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3％に変更されております。

この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は57百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は57百万円増加しております。

２．従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

「連結注記表　９．追加情報」をご参照ください。

３．受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

「連結注記表　９．追加情報」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月25日

ＵＴホールディングス株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　中　川　隆　之　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　榎　本　尚　子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＵＴホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＴホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月25日

ＵＴホールディングス株式会社

取締役会　御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　中川隆之　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　榎本尚子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＵＴホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

平成27年５月29日

ＵＴホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　大籠　清　㊞

社外監査役　本郷　孔洋　㊞

社外監査役　水上　博和　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）製造派遣事業及びエンジニア派遣事業の業容が拡大し、グループの事業会社数と社員数が増加しております。今後、グループ全体で一体感を持ち、より一層社会に貢献するという姿勢を示し、ブランド力を強化するため、「ＵＴホールディングス株式会社」から新商号「ＵＴグループ株式会社」に変更すべく、現行定款第１条を変更するものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、平成27年７月１日といたします。

（２）取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、定款第28条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

（３）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

（４）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています）

現行定款	変更案
第1章　総則 第1条（商号） 当会社は、ＵＴホールディングス株式会社と称し、英文では、UT Holdings Co., Ltd.と表示する。	第1章　総則 第1条（商号） 当会社は、ＵＴグループ株式会社と称し、英文では、UT Group Co., Ltd.と表示する。

現行定款	変更案
第4章　取締役及び取締役会 第18条～第27条 （条文省略）	第4章　取締役及び取締役会 第18条～第27条 （現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役及び監査役会 第28条～第31条 （条文省略）	第5章　監査役及び監査役会 第29条～第32条 （現行どおり）
（補欠監査役の予選の効力） 第32条　補欠監査役の予選の効力は、当該選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（補欠監査役の予選の効力） 第33条　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
第33条～第35条 （条文省略）	第34条～第36条 （現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害の限度額は、法令が規定する額とする。
第36条～第39条 （条文省略）	第38条～第41条 （現行どおり）
（新設）	附則　第1条（商号）の変更は、平成27年７月１日から実施する。なお、本附則は、第1条の効力発生日経過後削除されるものとする。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るために社外取締役１名を増員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	若山陽一（わかやまよういち） （昭和46年２月23日生）	平成元年10月　株式会社テンポラリーセンター入社 平成３年９月　株式会社クリスタル入社 平成６年５月　有限会社セイブコーポレーション設立　専務取締役 平成７年４月　エイムシーアイシー有限会社設立　代表取締役社長 平成８年７月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長（現任） 平成21年４月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）代表取締役会長 平成26年４月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）代表取締役社長（現任）	7,467,000株
2	島田恭介（しまだきょうすけ） （昭和45年１月12日生）	平成４年４月　株式会社足利銀行入行 平成12年９月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）入社 平成13年４月　同社取締役経営管理部門長 平成16年４月　同社常務取締役 平成19年４月　当社取締役（現任） 平成23年５月　ＵＴリーディング株式会社取締役（現任） 平成23年６月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）取締役 平成24年９月　ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社代表取締役 平成24年９月　ＵＴキャリア株式会社取締役（現任） 平成25年７月　ＵＴパベック株式会社取締役（現任） 平成26年６月　ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社取締役（現任） 平成27年３月　株式会社システム・リボルーション取締役（現任）	255,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	加藤慎一郎（昭和45年8月24日生）	平成３年４月　協栄物産株式会社入社 平成７年１月　有限会社セイブコーポレーション入社 平成７年４月　エイムシーアイシー有限会社設立　取締役 平成８年７月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）取締役 平成12年７月　エイムハーツ株式会社設立代表取締役 平成13年４月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）取締役 平成16年４月　同社専務取締役 平成19年４月　同社代表取締役社長 平成19年４月　当社取締役（現任） 平成25年４月　ＵＴキャリア株式会社代表取締役会長 平成25年７月　ＵＴパベック株式会社取締役（現任）	401,200株
4	※門伝明子（昭和52年3月22日生）	平成13年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会）ＴＭＩ総合法律事務所入所 平成16年10月　任期付公務員として外務省経済局勤務　ＷＴＯ紛争処理を担当 平成19年４月　ＴＭＩ総合法律事務所に復帰（平成22年よりパートナー） 平成22年11月　渥美坂井法律事務所　外国法共同事業にパートナーとして参画 平成23年１月　外務省契約監視委員会委員（現任） 平成26年４月　二重橋法律事務所にパートナーとして参画	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．門伝明子氏は、社外取締役候補者であります。
３．門伝明子氏は、会社経営に関与した経験はございませんが、労働法、企業法務等、特に当社事業と関連の高い法分野における専門的な知識と幅広い経験を有し、外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただけるものと考え、社外取締役候補者としたものであります。
４．門伝明子氏が社外取締役に選任された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
５．門伝明子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
６．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現任の本郷孔洋氏は任期満了に伴い退任となるため、新任の監査役を含めて３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大籠（おおごもり）　清（きよし） （昭和23年10月31日生）	昭和46年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成11年４月　株式会社クリスタル専務取締役管理本部長 平成15年１月　株式会社大阪防水建設社取締役 平成16年６月　ノーリツ鋼機株式会社取締役国内営業本部長 平成19年１月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）執行役員 平成19年４月　同社専務取締役 平成19年４月　当社執行役員 平成20年８月　当社執行役員社長室長 平成21年６月　当社常勤監査役（現任） 平成21年６月　株式会社アルティスタ（現ＵＴリーディング株式会社）監査役（現任） 平成23年６月　日本エイム株式会社（現ＵＴエイム株式会社）監査役（現任） 平成24年４月　ＵＴキャリア株式会社監査役（現任） 平成24年４月　ＵＴコンストラクション・ネットワーク株式会社監査役（現任） 平成25年７月　ＵＴパベック株式会社監査役（現任） 平成27年３月　株式会社システム・リボルーション監査役（現任）	43,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	水上 博和（みずかみ ひろかず） （昭和22年7月12日生）	昭和45年４月　住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 平成10年６月　同行取締役　米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長兼ナッソー支店長　委嘱 平成11年６月　同行常務取締役兼常務執行役員海外事業部長　委嘱 平成13年６月　同行取締役兼常務執行役員 平成15年12月　株式会社あおぞら銀行代表取締役社長 平成19年８月　ミズカミアンドカンパニー株式会社設立　代表取締役 平成20年12月　アドヴァンウェルスマネジメント株式会社（現アドヴァンキャピタル株式会社）設立　代表取締役（現任） 平成21年６月　当社社外監査役（現任）	－
3	※ 吉田 博之（よしだ ひろゆき） （昭和43年8月26日生）	平成６年11月　監査法人誠和会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成10年４月　公認会計士登録 平成14年７月　監査法人トーマツマネージャー 平成16年８月　辻・本郷税理士法人入所 平成25年４月　辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社取締役 平成25年10月　辻・本郷税理士法人法人第１部総括部長 平成27年４月　辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社常務取締役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．水上博和氏、吉田博之氏は、社外監査役候補者であります。
３．（１）水上博和氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関での豊富な経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
（２）吉田博之氏を社外監査役候補者とした理由は、税務、会計分野の専門的な知識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。
４．水上博和氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
５．大籠清氏、水上博和氏及び吉田博之氏が監査役又は社外監査役に選任された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は同氏らとの間で、会社法第423条第１項に定める監査役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
６．当社は、水上博和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、吉田博之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
７．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東五反田一丁目11番15号
電波ビル９階
電話　０３－５４４７－１７１１

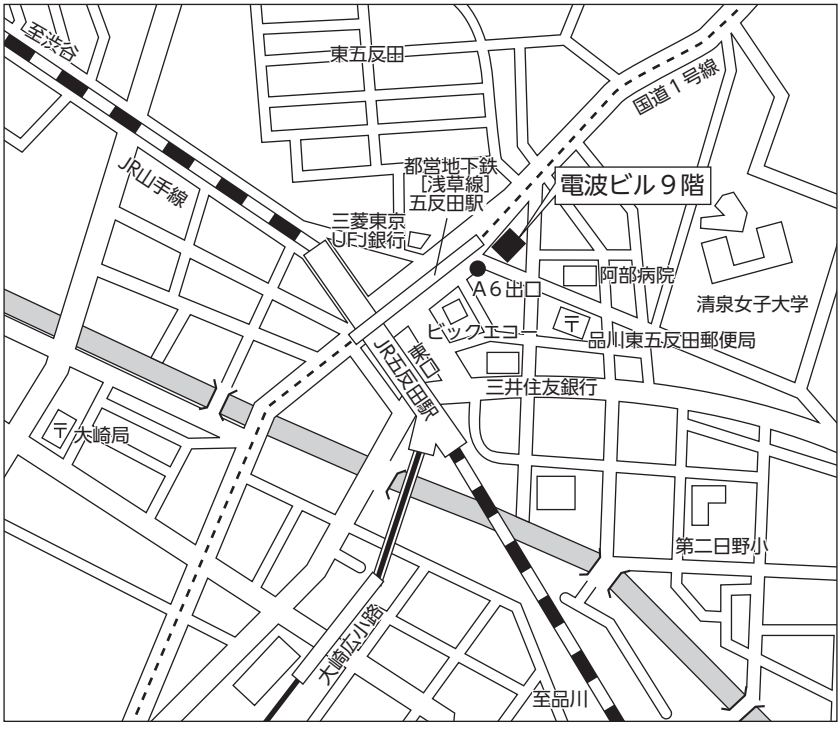

交通機関
≪電車≫・ＪＲ　五反田駅　東口改札より…徒歩３分
・地下鉄浅草線　五反田駅　Ａ６番出口より…徒歩１分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。